

2020 文監第 8 号

令和 2 年 4 月 8 日

請求人
(略)

文京区監査委員 竹 澤 正 美
同 松 本 理恵子
同 白 石 英 行

令和 2 年 3 月 3 1 日付で受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求の要件を欠いていると認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

なお、個別外部監査契約に基づく監査が相当であるか否かの判断は、住民監査請求としての要件を備えている場合に限り行うものであることを行うことを申し添えます。

記

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求については、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、又は怠る事実があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害の補填の措置等を請求できるものである。

本件請求において、請求人は平成 3 0 年度における育成室運營業務委託契約に係る委託料支払が当該年度内になされなかったため、受領した平成 3 0 年度の国及び都の交付金の一部について返還義務が生じており、この損害を文京区長は責任を負うべき職員としての区長をはじめとする管理職等（以下「関係職員等」という。）に賠償請求すべきこと。また、文京区長はこの損害賠償請求権の適正な行使を怠っており、文京区長に対し関係職員等に適切に損害賠償請求権を行使すべきこと等を求めていると解される。これは令和元年 1 2 月 2 7 日受付の請求人から提出された同一事件に関する住民監査請求とほぼ同内容であり、新たな事実の指摘はないといえる。

このため住民監査請求としての審査結果についても、前回の住民監査請求に対して通知した令和 2 年 1 月 3 0 日付請求人あての通知文の内容と概ね同様の趣旨であるが、住民監査請求の要件を欠く理由について、再度述べることとする。

まず、育成室運營業務委託料が年度内に支出されなかった事実は不作為であり、違法な公金の支出命令及び違法な公金支出という作為を必要とする財務会計上の行為には該当しな

い。また、区は国及び都に対しては交付金の請求をし、概算払として交付金の交付を受けており、交付金請求権の管理を怠った事実はない。

次に、職員に対する損害賠償請求権の不行使について、請求人は関係職員等について業務上の義務違反又は責務の懈怠、権限の不行使を主張しているところ、請求人はこれらの事実により客観的に認められる損害賠償請求権が発生していることを具体的に摘示していない。

さらに、職員の業務上の義務違反による損害賠償請求権の不行使を「財産の管理を怠る事実」に該当するとして一般的に住民監査請求を認めるとすると、行政事務一般について住民監査請求の対象となることになる。しかしこれは、違法又は不当な財務会計行為（財務会計上の行為又は怠る事実）を防止、是正又は損失の補填を図ることによって地方財務行政の適正な運営を確保するために、その対象を財務会計行為について限定して認めている住民監査請求の制度趣旨に反することともなる。そうすると関係職員等に対する損害賠償請求権の不行使についても「財産の管理を怠る事実」に該当しないものであって、住民監査請求の対象となるものではない。

以上のことにより、本件請求における請求人の主張は、法第242条に定める住民監査請求として不適法であると解さざるを得ず、監査を実施しないものである。